

議会運営委員会

平成19年9月21日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、辻委員

委員長

委員の皆さんにはご苦労さまです。

全委員出席いただいておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の会議録署名委員には、浦野委員、辻委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、協議事項（1）平成19年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

初めに、本会議から付託を受けております議案について、要請第2号、「要請書」についてを議題と致します。これにつきましては、委員皆さんの方に既に文書をお配りしてましたので、委員の皆さん方もご覧になっていただいて本日、この議案についてご意見をいただきたいという風に言うておりましたので、早速皆さんからのご意見をお聞きしていきたいと思っております。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

これは以前にも金利のグレーゾーンに関する意見書、当議会としても出させていただいておりますので、それに類すると言ったらおかしいですけど、その範疇に入ってくるものだと思いますので、意見書は出してもいいんじゃないかなと思います。

委員長

この要請書を受けまして当議会としての意見書を提案してはどうか、という事でご意見いただきましたが、他の委員さんの方、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員

一応これでいいと思います。最近色々住宅のリフォームとかね、いろ

んな被害が出てるように聞いてますし、特に私経験しますと、例えば下水の工事の時にしますと、なかなかその時に業者入ってきて工事のついでに住宅見ましょか、という方がかなり出てきてますので、こういう事で一つの法律を作っただけながら防止していただくというのが急務だという風に思います。賛成の立場です。

委員長 他に委員さんの方で。 浦野委員。

浦野委員 同じようにそれで結構かと思います。

委員長 今、3名の方からこの要請書を採択して意見書を提案したらどうかというご意見いただきましたが、そういう形で取りまとめをさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、取りまとめができましたので、お諮りをさせていただきます。ただ今確認もさせていただきましたが、再度確認いたします。

要請第2号、「要請書」については、当委員会として採択すべきものとし、地方自治法第109条第7項の規定により、当委員会として意見書の提案をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

要請第2号につきましては、議会運営委員会として議会最終日に意見書の提案をすることとし、当委員会として採択すべきものとしたしました。

次に、②付議議案の取扱いについてを議題と致します。

本会議から各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元にお配りしてまず委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思っております。

厚生常任委員会に付託されておりました議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、また、決算審査特別委員会に付託されておりました認定第2号、平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてと、認定第6号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については討論となり、賛成多数で可決、また認定すべきものとされております。このことから、本会議においては討論になると思っておりますが、賛否の討論者は従来どおり、それぞれ各1名とすることで確認を致しておきたいと思っておりますが、それでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認を致しておきます。

ただ今申し上げました3議案以外の議案につきましては、全て満場一致で可決、認定すべきものとされておりますが、ただいま申し上げました以外の議案で、討論等を予定されているもの、また、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっているものがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、予めお聞かせをいただきたいと思っておりますが、委員の皆さんの方でそういった事はございませんでしょうか。

(な し)

委員長

他の議案につきましては、現在のところでは、討論等の予定はないという風に確認をさせていただいております。

ここまでのところで、何か質議、ご意見等はございませんでしょうか。

(な し)

委員長

②付議議案の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

次に、③追加日程についてを議題と致します。

先ほど皆様方、取りまとめをさせていただきました要請第2号につきましては、地方自治法が改正なってからは委員会からの発議という事も出来ましたんで、前回6月議会でも出来たんですけど、委員連名という形にしましたが、今回委員会発議という形で議会運営委員会からの発議をさせていただいて、最終日追加日程として提案をしていきたいという風に考えております。

それともう一点、議員発議という事で皆さんのお手元に、一応内容お分かりいただけるように意見書、後期高齢者医療制度実施について、という意見書をあげたいという事で文面の方を参考にさせていただくのお配りさせていただいております。追加日程につきましては、議員発議のその予定と、当委員会の発議とで、2つに追加日程としてなるのではないかという風にかんがえておりますが、他に議員提案等の予定をされている、またはそういう動きがあるという事が何かございましたらお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、特に他はございませんでしょうか。

(な し)

委員長

議員提案の予定は、これ以外にはないという事で確認をさせていただきます。

追加日程として上げさせていただく予定のものは以上ですが、質疑ご意見等がありましたら、お受けしていきたいと思っております。

なお、この要請2号の文面といたしましては、奈良県議会が意見書提出をされてます、一番後ろについている文書を雛型に当委員会としてもこの形で意見書の方を作成したいという風に考えております。奈良県議会、縦書きになってますが当議会では意見書全て横書きでこれまで意見書を出しておりますので、奈良県議会の文面を横書きにしたもので委員

会の方からの発議という事にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、以上のように進めさせていただきますので、議長におかれましては進行の方よろしくお願いいたします。

それでは、平成19年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わらせていただきます。

次に(2)次期定例会等の日程についてを議題と致します。

皆さんのお手元にお配りをさせていただいております2つ日程案出させていただきますので、それにつきまして事務局の方から説明をしてもらいます。 藤原議会事務局長。

事務局長

それでは、12月定例会の日程案についてご説明を申し上げます。

まず、お手元にお配りしております平成19年第5回斑鳩町議会定例会日程表の第1案をご覧いただきたいと思います。12月定例会の日程の作成にあたりましては、年末の多忙な時期でもございますことから、できるだけ早い時期に開会し、早く終わるよう組ませていただいたところでございます。そういうことで、初日を月初めの3日月曜日といたしまして、本会議終了後に広報発行常任委員会、4日、5日は休会し、6日、7日に一般質問。10日は建設水道常任委員会、11日は厚生常任委員会、12日は農業委員会がございますので休会、13日は総務常任委員会、14日に予算常任委員会、17日に議会運営委員会を行い、中二日の休会を挟みまして、20日に最終日となります。先ほども申し上げましたように、初日を4日あるいは5日といたしますと、最終日が24日以降になるという事がございますので、このような日程案を組ませていただいたところでございます。

次に、第2案をご覧いただきたいと思います。これにつきましては、

先日の議会運営委員会の打合せにおきまして、農業委員会が開催される日におきましては、委員が農業委員となっておられない委員会を開催できるのではないかと、そういうご意見をいただきました。そういった事で厚生常任委員会には、農業委員となっておられる議員さんがおられませんので、12日に厚生常任委員会を入れまして、11日には総務常任委員会、13日には予算常任委員会、14日には議会運営委員会というようにそれぞれ繰り上げ、最終日を第1案よりも一日繰り上げた形、19日にするという案でございます。

以上、二つの案につきましてご協議いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。最初、事務局で第1案を示していただいたんですが、打合せの段階で第2案も考える事が出来るのではないかという事になりまして2つの案を作らせていただきました。この案につきまして委員皆さんからご意見を頂戴し、どちらを採用するかという事など決定していきたいと思っております。これらにつきまして質疑、ご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

農業委員会、他の委員会ですけれども、それが入ってるところはやはり避ける、言葉おかしいですけれども、そこは空けておいた方がいいと思いますので、僕は第1案でいいのではないかと思います。

委員長

他に委員さんの方で。

今回はたまたま理事者側も農業委員会の事務局は建設水道常任委員会に関わる事務局になりますのでね、そしてしかも、建水と総務に農業委員がいらっしゃるという事では差し支えがないだろうという事で。こういう風に議会開会中に農業委員会行われる場合は、マイクの設定とか部屋なんかも地下の会議室を使っていたりする事が多くありますの

で、そういう融通もきくのではないかなという事で、特に12月という事で少しでも早く終わる方が皆さんのためにはいいのかなという事もありまして、こういう風なご意見も出たんですが、ですから、打合せの段階でもそういう風に非常に皆さんからいろんなご意見いただきましたんでね、今日は是非とも、どちらの案を採用するにしても委員さんから積極的にご意見聞かしていただいて決めたいなという風に思いますので、どうぞ。 浦野委員。

浦野委員 第2案の方で結構かと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。どちらの案も出てきておりますので。皆さんの意見を聞かせていただいて。 辻委員。

辻委員 ちょっと前回からの、経緯分かりませんねけど、一応今まで農業委員会の日を入れてというご意見あったらそれで調整してくれはってんからそれでも。ただ、ちょっと思うのは今まで建水あって厚生あって総務、順番できてるから、それが順番狂うさかいに、それが不都合なかったらもう2案でも結構です。

委員長 今までは総務委員会を一番後ろに持ってきてたのは、補正予算の関係を全部最終的に総務でやるという事になっておりましたのでね、それで常任委員会の中で総務を一番最後にもってきてたんですが、今、予算常任委員会が出来ましたので、それ以外の委員会については順番が入れ替わっても差し支えがないだろうという、そういう事も考えて、ですから予算常任委員会は最後にもってこないといけませんけれども、そういう事も含めまして、いつもこうするかっていうのは、原則としては12日は出来るだけ農業委員会、また決算とか予算が入ってきました時にもね、委員さんがおるとかおらないとかいうのが始めから分からない場合はこういう事も出来ませんが、今回のように全て常任委員会での運営という事になりますと段取りが前もって分かっているものですから、こ

ういう事も考えてもいいのかなという風に、打合せの時にそういう話が出ましたので。

そしたら辻委員はどちらの案で。 辻委員。

辻委員 以前からそうして農業委員会の日を埋めてという話が出てる中で、私としては経緯は分かりませんが、そういう事であればそれで結構やという事です。ただ、先ほど言いましたように今まで順番あったやつが、それで不都合、たぶん委員長言われるの聞いてたら、予算常任委員会あるさかいに不都合ないような感じもしますが、それで2案でも結構です。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。

大変申し訳ございません、あとね、意見が分かれておりますので全員のご意見を承りたいと思いますので、申し訳ないですけど西谷委員どうですか。

西谷委員 別に支障なかったら第2案で結構です。

委員長 そしたら副委員長に聞くまでもなく2案という風に言っていたらご意見が多いですので、そうしましたら第2案の方を今回は採用させていただくという事で、12月定例会の日程は第2案で予定をしておくという事で、委員会として確認をしておきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めさせていただきます。12月定例会につきましては、色々、委員皆様のご意見もございましたが、第2案を予定という事で確認を致しておきます。

ここで、総務部長も他の公務もごさいますので、退席をしていただく

ことに致します。この第2案という事で総務部長も理事者側の方にまたよろしく願いいたします。

暫時休憩致します。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時24分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3)継続審査について、①今後の議会運営のあり方についてを議題と致します。

8月の委員会におきまして、検討事項に付け加える事項ですとか、委員皆さんに調査をしていただきますようお願いを致しておりましたけれども、こちらの方からお示しをさせていただいております検討事項に加えて今後、これ以外に何か調査を必要というような、またこれまで委員皆さんの方で何か調査された結果などございましたら、ご意見等いただいてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 議長から諮問いただきまして感じる事なんですけれども、複数常任委員会制になりまして、2回定例会出させていただいてまして、それぞれにメリット、デメリットあると思うんですけれども、私が感ずるところはちょっとデメリットの方が多いのではないかなという気はいたします。ただし、これは2回の定例会開いただけの事なんで、今後も検証はしていきたいと思うんですけれども、具体例は言いません、ここをこう直したらいい、あれをこうやればいいというような感想は持ってますんでね、これは具体例を出す場にはそのように申していきたいと思えます。

委員長 嶋田委員から複数常任委員会制についてのご意見を頂戴いたしました。この複数常任委員会制は奈良県下ではどこも採用しておりません。斑鳩町が先進的に取り入れ、とにかく地方自治法が変わったのだから積

極的にやろうという事で一步踏み出したところです。今おっしゃられるようにまだ2回経ったところなのですが、私も1年位は様子見たうえで、ちょっと組み方であるとか、どういう風にしていったらいいかというのは、検討をしなければならない課題だという風には考えているところなのですが、もう少し様子を見るべきかなと。と申しますのも、前回任期を2年といたしましたので、我々この件につきまして2年間かけて議会運営委員会としては調査研究をする時間がございますので、その2年後の役員改選に向けてどうあるべきかという事で考えていけばいいのかなという風に考えてます。

他に委員の皆さんの方から何か検討事項に付け加える事であったり、ここに書かれている事についての何かご意見でも結構でございます。ございましたらどうぞ。本日のところはよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そういたしましたら、今私申しましたように、少し様子を見て複数常任委員会制の状況を見る中で、また今後当委員会としてはこの検討事項、色々皆さんと協議をしていきたい。そのためには継続審査案件といたしまして、閉会中に議会の運営だけではなく、これらの検討事項を協議をしていただくために、別にまた議会運営委員会、2年前の議員定数の時みたいに、あの時は毎月議会運営委員会開いておりましたけれども、そんな風にまた協議を深めていくとなりましたら、皆さん方に招集をさせていただいて、別個に時間をとってご協議をいただく事になろうかと思っておりますけれども、またご協力の方、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、継続審査につきましては、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思っております。

なお、お手元にお配りさせていただいておりますように、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとしまして、このように決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めさせていただきます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう
よろしくお願いいたします。

引き続きまして(4)意見書についてを議題といたします。

これにつきましては、前回の委員会におきまして、委員皆さんに色々
調査をしていただき、本日の議会運営委員会で、それぞれからまたご意
見などをお伺いしたいという風に前回申しておりましたので、本日はそ
れぞれ皆さん方からご意見や本当に忌憚のないご意見を出していただき
たいなど、そしてこの意見書という形に議会いただきましたん初めてで
すのでね、今後もこういった形でもし意見書という形のものが来た時に、
今のような形で一応議会運営委員会で協議をさせていただく事なども含
めまして、意見書の取扱い、そして今回の意見書についてという事で、
皆さん方からご意見をいただいて取りまとめをしていきたいというふう
に思います。いかがでしょうか。出来ましたらこれはお一人ずつ、前回
もお一人ずつ意見聞かせていただきましたけれども、皆さんからご意見
をいただいて取りまとめをしたいという風に考えますが。 西谷委員。

西谷委員

前回も私言いましたけど、この意見書というのは、今度の後期高齢者
制度実施についての意見書と、こういう形があるように、公益上の必要
がある場合に、国の関係機関とか国会に提出するというのが本来の意見
書やと思うんですね。だから今まで当然こういう形には、一切意見書っ
ていうのは出てなかった。そういう中で果たしてこれが公益性にかかん
のかどうかという問題と、実際に例えばこういう事がもし出来るとした
らですよ、今後住民が、仮に自分の意にそぐわない議員がいたとして、
その度に議会での一般質問あるいは委員会の審議の中での発言をとらま
えて、こういう事が出せるという事になりますね、それは議会の中で言
論の府である議会の中での議員活動を著しく行動を制限する行為やし、
私はこういうのは適切やないような気がいたします。よってこういう意

見書については、取上げないというか、そういう形で対処して欲しいと思います。

委員長 　ただ今西谷委員の方からご意見がございましたが、それぞれの委員さんどのようにお考えになられるのかお尋ねをしていきたいと思います。いかがですか。　嶋田委員。

嶋田委員 　この意見書は、斑鳩町排水設備指定工事事業者組合がこういう意見であるという事を議会に対して申し述べられているという解釈を私はしております。この中に例えば、この中に書かれている議員さんをどのようにしろとか、そういう風な事は書かれてないんで、大変迷惑を受けているというご意見を賜ったという感覚で私はおります。せやから取上げる、取上げへんは別の話としまして、こういう意見書という事も出てきて、当たり前と言うんですか、こういうご意見をいただいたという感覚でええん違うかなとは思っています。

委員長 　ただ今、嶋田委員からご意見ありましたように、議会としましては、我々は法律に則りまして色々議員としての活動をさせていただいてますし、発言もしておりますし、今先ほど西谷委員おっしゃったとおり、議員には自由な発言をする、また議会というところは言論の府ですのでね、それはそれで当然あれなんですけど、ただし住民からいただくものにつきましてはね、住民さんがいろんな法律や形式や、分からないまま自分の思いをどうしたらいいのかという事でね、今まで公開質問状が来たり、色々ありましたけれども、議会としてはやっぱり町民の皆さんからいただいたものは一旦受け止めようという姿勢が必要なのかなという風に私も思いましたんで、この意見書につきましてもとりあえず、以前に、もう随分昔ですが、こういう意見書という形ではなく、議会へある自治会の方が持ってこられた時に、当時の議長さんが議長のところを何を持って言うんですか、これは議会にかけるような問題じゃないとか言って却下されて、そして結局議員皆さんがその内容を全く知らなかったとい

う、その後ちょっと混乱したというような時も、実際私自身も経験しますので、やっぱり議長がこういう風に出してきはったものを握り潰す、握り潰すと言うたら言葉悪いですけどね、一人の一存で勝手に処理をすとかいうのではなくて、どんな形であれ住民から出てきたものは、一応議長が、こんなん来てるんですよという事で議会運営委員会に示していただいて、議員皆さんと協議して、それがどういう結果になるかは別として、今後やっぱり町民さんから出てきたものについてはね、取扱いっていうのはやっぱりそうあるべきなんかなという風には思っていますので、意見書という事ではちょっと今ご意見、法的なものもおっしゃって言われてたんですが、とりあえず今後もそうやって繰り返し何かでくるとか、それは分かりませんが、とりあえず住民さんが議長とこへ来られてこういう風に文書で持って来られたら、議長しか知らなかったと、私らは全く知らんという事にならないように、何でも議会運営委員会には議長から出していただいて、議会運営委員会の皆さんと協議して決定していくのがいいのではないかなという事で、この意見書そのものではなく、今後の意見書の取扱い、またどういう題をつけて、請願や陳情はあれですけど、いろんな表題をつけて持ってこられても、対応としてはそういう対応でありたいなというのは、私は委員長として今思っているところです。まず、ですから取扱いの方法と、取扱いを今後も同じようにそういう風にきちっと一定のルール、誰かがどこかで一人で知って勝手に却下してしまうとか、そういう事ではなく出来るだけオープンにさせていただくという事を基本的に考えて、そしてその内容についてはどうなのかという事を複数で協議をするという形が民主的な運営ではないかなと私は思っているんですけども、それで今回も一応議長がお受けになられましたこれにつきまして、皆さん方にこういうものをいただいているんですがどうでしょうか、という事で諮らせていただいているところなんですけど、それらにつきまして、今後のあり方も含めましてご意見さらにいただければ、という風に思います。この意見書そのものについても含めましてね。 浦野委員。

浦野委員 嶋田委員おっしゃったように住民あるいは町内業者のご意見をこの意見書に凝縮されてると思うんです。ただ、だからどうなんやと、方向付けがちょっと分かりにくい文書という事で西谷委員は意見書の書き方についておっしゃったと思うんですけど、最終的に今、委員長がおっしゃっていただきましたように、住民のお声であるという事で、やはり取上げるべきだと私は思います。公共下水道をめぐる一つの社会現象をおっしゃってると思いますんで、議員の皆さんにお知らせすると、こういった社会現象が起こってるんやなという事を知っていただいて、それからまた建水でするのか、また議運でするのか、また全体でするのかという方法論は二の次としまして、意見書は全て取上げるべきだと。もちろん、公序の、いわゆる社会に反するような意見書はちょっとオミットする場合もあるでしょうけど、と思うんですけど。

委員長 辻委員。

辻委員 組合の方から、元々公的な意見書ではないという事は分かってます。住民が書かれてるという事で、そこまでやっぱりきつく縛るのも何かなと思います。ここに書かれてる内容につきましては、やはり切実な願いというのか、そういう事で例えば、20万円を16万円にまけてくれよんねん、というのを公的な場所で言うたら、当然やっぱり住民は値段持ってきはったら、どこの業者でもそうですけど、持ってきたらもっとまけとけやという風に誰もが言いますけども、それが現実起こったとしてもそれはやっぱり公的な場所で言うべきではないのかなというのは、一つ私は思うわけです。そういう事で切実に書かれてるという事であるとは思っています。この中でちょっと読ましてもらったら、意見としてするけども、どうせいという事もここで書かれてません、恐らく書けないと思いますけど、一応意見書は意見書として取上げていただいて、それを議員もこういう事で意見書出てるというのを知っとく程度かなというように感じもしますねけど、今後の意見書の取扱いについても、それは委員長、議長のご判断で出来るだけ開かれた議会という事の中で、こ

ういう意見書が出たら、中で一応やっぱり協議の場に出して欲しいという事はその中で、ちょっといろんな以前の事は分かりませんが、こういう事が出たという事で一応取上げていただきたいと。それはどうも出来ませんが、議員さんにやっぱりこういう事が出てますというお知らせというのか、その辺でしか仕方ないかなという感じもしますので、その辺でよろしくをお願いします。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 陳情書やとかそんなんは議長判断で議運でまわす、これは配布に留めるとかそういう一面もあると思うんですけど、意見書に関してはですね、その時の議長判断でもあるとは思いますが、基本的には議運に諮っていただくという感じで僕はいいと思うんです。今回、これについてはですね、所管委員会にまわすとかそんな事やなしに、これは議員一人ひとりがこれを読んで、こういうご意見を賜ってんなという事でしか仕方ないとは思いますが。ただし、これからの問題として、そしたらこういう意見書を出して来られたところに対して、どのような返答をするのか、また返答しないのか、そこらへんもちょっと考えていかなあかんの違うか、今回ですよ、考えていかなあかんの違うかなとは思いますが。

委員長 飯高副委員長、何か。

飯高委員 前回も今回も同じような意見をいただいているんですけども、この意見書につきましては、先ほど言われましたように最後にこういう状況にあるという認識をいただきたいという事で終わっているんですけど、業者の方からの意見書につきましては、やはり町民の業者の、まず議員は声を聞くということから原則的に聞いて、また議員としてはそれを受けていかなければならないという事にはなるんですけど、意見書をこういった形で出てくるのは議長判断でありまして、そういったところも重視して、今後も意見書のあり方については、協議は必要かなとは思いますが。

まとめについては今、嶋田委員から言われましたように、ちょっとどういった形でというのが、ちょっと皆さん協議をお願いしたいなどは、私も思います。

委員長

ただ今、本当に慎重にご意見を出していただきました。取上げるべきでない、取上げるべきだというご意見もある中、3名の方からはこの文面では取上げるというような状況の文書でもないというようなご意見もいただいております。じゃあ、今後も意見書などについては、オープンにさせていただいてやっぱり協議をします。ただし、その意見書についての回答っていうんですか、そういったものをするべきなのかどうなのか、という事もあるんですが、今回は回答をも特に求められてはいないものですから、ちょっと今委員皆さん慎重なご意見もいただきましたんですが、あとは議長ご自身も意見書もらって、受付けていただいたわけなんですけど、議長ご自身もこの内容について、今委員の皆さんの意見も聞いていただいたと思うんですけど、どんな風にしたらいいとお考えなのか。

中川議長。

議長

最初に取り扱いについては、議長中川靖広宛には受付はしておりますが、中川靖広個人じゃなしに、これは議会で、私は議会で受付をしたと、議会に対して意見が出てるんだという事で、やはり議運に提出してくれという事を局長に言いました。やはり私個人がいただいたものではないと、これは議会に対する意見であるという事で、処理をさせていただきました。今後も私が議長就任中にこういう意見書が出たらそのように取扱いをさせていただきたいと考えております。

この意見書につきましては、今、回答どうするというお話も出てますが、文面見せていただきますと、回答出してほしいという事もございませんので、一応、最後に締め括っておられますのが、指定工事店の発展にご協力をお願い申し上げますという事でございますので、西谷委員が委員会でも意見申し上げられてますように、約400億ですか、投資してる工事で公共下水道、環境に対する事でそんだけ投資してるんですか

ら、1軒でも多くの公共下水道に加入していただくという努力を行政はしていただいて、それがその指定工事店の発展にも繋がるのではないかなど、私はこのように思いますので、今回のこの意見書の取扱いについては一応各議員に、こういう意見書が議会に対して出ましたという事で留めておきたいと、私の考え方はそうでございます。

委員長

ただ今議長からご発言いただきましたように、議長宛に来ているけれども、議長というのはあくまでも議会を代表しているだけであって、議会にいただいたものだという捉え方で、議長自身も民主的な運営をしていこうという風にお考えいただいているという風に私も今聞いてて感じました。ですから、今後も色々文書が来ましたら、やはり議会運営委員会の方へ出していただく。そして取扱いについては議会運営委員会で協議をさせていただく。今、ご意見、議長はじめですね、多数の議員さんのご意見を聞いておりますと、この意見書につきましてはこういうものが来ましたという事で、各議員皆さんに配布をさせていただきまして、そして私たちは言論の筆あるけれども、この議員必携、全議員が持っておりますが、この議員必携にはやはり注意したい発言であったり、発言内容の制限やいろんな事をまたそれぞれ議員さん勉強していただくには、読んでいただく機会もあると思います。こういう意見書をいただいたことで、また各それぞれの議員さんがさらに勉強していただきましてね、議会での更なる活発な議論が出来るような議会に、私はしていきたいという風に思っております。それで、意見書の方を皆さんに配布をさせていただいて、議員皆さんの今後の更なるご努力をお願いするという事で、取りまとめの方をさせていただく形でいかがでしょうか。

西谷委員。

西谷委員

確認だけしときたいんですが、そしたらあれですな。これから住民から意見書が出た場合には、議長宛に当然出されると思うんですが、議長としては議会に出たものとして議運に諮ると。議運に諮った中で議長単独の判断でなしに、議運の総意としての判断を議長がするという事です

か。

委員長

最終的には議長の意見は重視させていただくという事になりますのでね。議長もみんなの意見を聞いた上でのご判断を今、議長自身のお考えを聞かせていただきましたんで、そしたらそういう形でこの斑鳩町排水設備指定工事事業者組合さんから頂戴いたしました意見書については、議員皆さんに配布させていただくという事に留めさせていただいて、そして今のところ、回答を求める事とか文面にもございませんので、そういう形で取りまとめをしておきたいという風に思います。それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

続きまして2. その他についてを議題と致します。
委員皆さんのほうから何かその他のご意見などがございましたらお出しいただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

(「ちょっと一点よろしいですか。」との声)

委員長

中川議長。

議 長

今朝、町長がお見えになって、町長車、公用車の廃止を予定していると。11月広報に掲載したいという事をお聞きしました。町長車の廃止に伴って、私個人も副議長にも先ほど相談しましたが、議長車も同じような取扱いをさせていただきたいという事を最終日の全協で、皆さんの、各議員さんの理解を求めておきたいと思いますので、今日、今朝の話です。突然になりましたけれども、報告だけしておきます。

委員長

今ちょっと議長の方から、町長の方からそういう申出もあったという事で、私も今日初めて今聞かしてもらったんですけどね、公用車の廃止

ってというのは、財政健全化の中でいくつかの自治体でも実行されてるような例はあるやに思いますが、ただ、公用車がなかったら、町長や議長が移動される時どうしはんのかなど。議長。

議長 今、委員長おっしゃるように、私も町長にお尋ねしました。町長、公務で出はる時どないされるんですか、とお聞きしたところ、教育委員会なり他の公用車があると、その町長車というあの車を廃止するんですと、他の車はたくさんありますから、ある車で移動しますという事です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 耐用年数がきたから、もうそれは止めて新たに購入しないという事なんですか、それともまだ使えんねんけども廃止するという事なんですかね。

議長 嶋田委員おっしゃるように耐用年数もきたという事もあって、新たに購入しないと、せやから同時に廃止にするという事です。

委員長 他に委員さんの方でこの事については何かご意見や質疑ございませんか。よろしいですか。この件、公用車の件。 辻委員。

辻委員 公用車の廃止はよろしいですけど、それによって職員の車であまり公用に使うという事、特にないようにだけ。

(「それは一切ないと思います。」 との声)

辻委員 それによって使うような事のないように、それだけちょっと。そうしかまた公用車減ってきて、職員に負担かけても具合悪いのでその辺だけ。

委員長 ただ今、辻委員の方からそういうご心配をいただきました。

そしたら、公用車の件についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そしたらその他について、他に議員の方からございましたら。
西谷委員。

西谷委員 住民から意見聞いてるんやけど、実際に言うところいうたら議運しかないかなと思って、飯高委員長にはちょっと言うたんですが、議会だより出すについて賛成討論、反対討論とか書くんやけど、住民からみたら誰がこの賛成討論したんか、誰がこの反対討論したんかわからへんというのと、非常に本文の字に比べて今回の分も字が細かいと、非常に読みにくいという中では、もっと分かりやすく賛成討論、反対討論も同じ字数で賛成した人、反対した人にまとめてもろて書いてもろたらどうやのという話と、それと誰がしたんかという事で、誰が賛成して誰が反対したんかというのを知りたいと。満場一致の場合はこれでいいやろけど、多数決した場合には、結局住民からしたらそれが自分たちが、選挙の時にそういう積み重ねが選挙の時の自分が投票する手立てになるんやという事をおっしゃって、なるほどなと僕も思いましたし、住民の中で開かれたわかりやすい議会にするんやという中で、情報公開してそういう事をしてほしいなど。それとやっぱり委員長報告についても出来るだけここであった審議内容の内容と質疑と答弁を出来るだけ詳しく書いて、実際には委員会とか本会議に傍聴に来てもらう事が一番いいんですが、なかなか来られない方についても、わざわざ議会の議事録を、あるいは委員会の会議録を見るというのは、住民からするとなかなか手間やと思うし、なかなかそんなん出来ないの、やっぱり議会だよりの中で詳しい今の状況を知りたいというのがありましたので、是非議会だよりの編集会議の中で検討して欲しいなと思います。

委員長 ただ今、広報についてご意見いただきましたので、議会広報の委員長

は議運の副委員長の飯高委員ですし、私も広報の委員には入っておりますので、また広報委員会の中では色々今いただいた事について協議はさせていただけるとは思うんですが、ただちょっと事務局の意見を聞かせていただきたいと思いますと思うんですが、今のいくつか出た中で、賛否の討論は討論者を指名、手を挙げて指名を議長がしますので当然会議録にも載ると思いますので、賛否の討論者は出せると思うんですが、賛否の表決については、どういう風になるかなとちょっと思ったんですが、事務局、会議録の作成上どうでしょうね。事務局長。

事務局長　ただ今、賛成反対の議員さんの、という事でございますけれども、ただ今委員長おっしゃいましたように、会議録上でですね、賛否の討論をされたそれぞれの議員さんというのはお名前があがってくると、会議録に残ってくるという事でございます。ただ、どなたが賛成をされたのか、どなたが反対をされたのかという事になりますと会議録には残っておりません。いわゆる現在の採決の方法としましては、本会議場においては起立、委員会におきましては挙手という形でさしていただいています。いわゆるその場の状況によって委員長なり議長が多数を判断しておるのが状況でございます。そういう事で仮にどなたが賛成、反対かという事になりますとやはり会議録に残していく必要もございますし、そういった事で採決を採るならばいわゆる起立による採決ではなくて正式にいわゆる記名投票、お名前を書いていただいて投票して行って、どなたが賛成した、反対したかという事をきちっと残していくということが必要ではないかという風に思っております。

委員長　ただ今ちょっと事務局から、私もそのところがね、どこまでを議会広報の方で表せるかという事で今ちょっとお話を聞いていて思ったので、事務局の方の意見も聞かせていただきました。さらに調査いたしまして議会広報の方でどこまで今いただいた意見できるかっていうのを、ちょっと今度の広報でございますので、協議をしていきたいと思っております。

(「ちょっと質問」との声)

委員長 西谷委員。

西谷委員 今、事務局言うたように記名投票にせんと、要は会議録に載せんと、議会だよりに載せられへんっていうのは別の次元でええんちゃうかなと。会議録は会議録として、住民に分かりやすい形で要は全員がいてて、それを確認できたらそんでええんちゃうの。

委員長 中川議長。

議長 広報常任委員会の委員長もおられますが、議会だよりの発行責任者という立場で意見を申し上げさせていただきたいと思います。会議録に個人名が出てこないのに、賛成者〇〇、反対者〇〇、それがその人が他ですよ、いやわし反対してへんがな、賛成したがなと、例えば違う事言うたら、それを証明するところありませんやん。会議録にも出てこないし、せやからまたもめるというのか、そういう事はやはりして欲しくないとか出来ないだろうと、会議録に名前が挙がらない以上、載せるべきではないと私は考えております。

委員長 今、議長からもご意見いただきましたが、表決の誰が賛成、誰が反対というのを、議場なり委員会なりで確認をしておればいいかなと思うんですけど、確認してない場合は議会広報に載せるのにちょっと私自身もどうなのかなと思いました。討論者ははっきり手も挙げてもろて指名しますのでね、討論者は西谷委員おっしゃるように、それは載せれるんじゃないかなという風に思ってますので、その辺も含めてまた更にちょっと広報委員会の方でも調査しながら、今いただいた意見取り入れれるところは取り入れてやっていきたいという風に思います。

よろしいですか。

西谷委員

はい。

委員長

その他に委員さんの方でございませんでしょうか。

(な し)

委員長

今、議長、公用車言うてくれはってんけど、議長、他には。

議 長

他にはございません。

委員長

事務局の方から何か報告しておく事。

事務局長

ございません。

委員長

他に質疑、ご意見もないようですので、その他につきましては以上で終わらせていただきます。

以上を持ちまして本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会と致します。委員皆様にはご協力ありがとうございました。お世話様でした。

(午前10時04分 閉会)